

違反是正支援 アドバイザー制度・ 弁護士相談事業を 活用した警告事例

小樽市消防本部予防課主査(違反処理担当) 佐藤隆史

はじめに

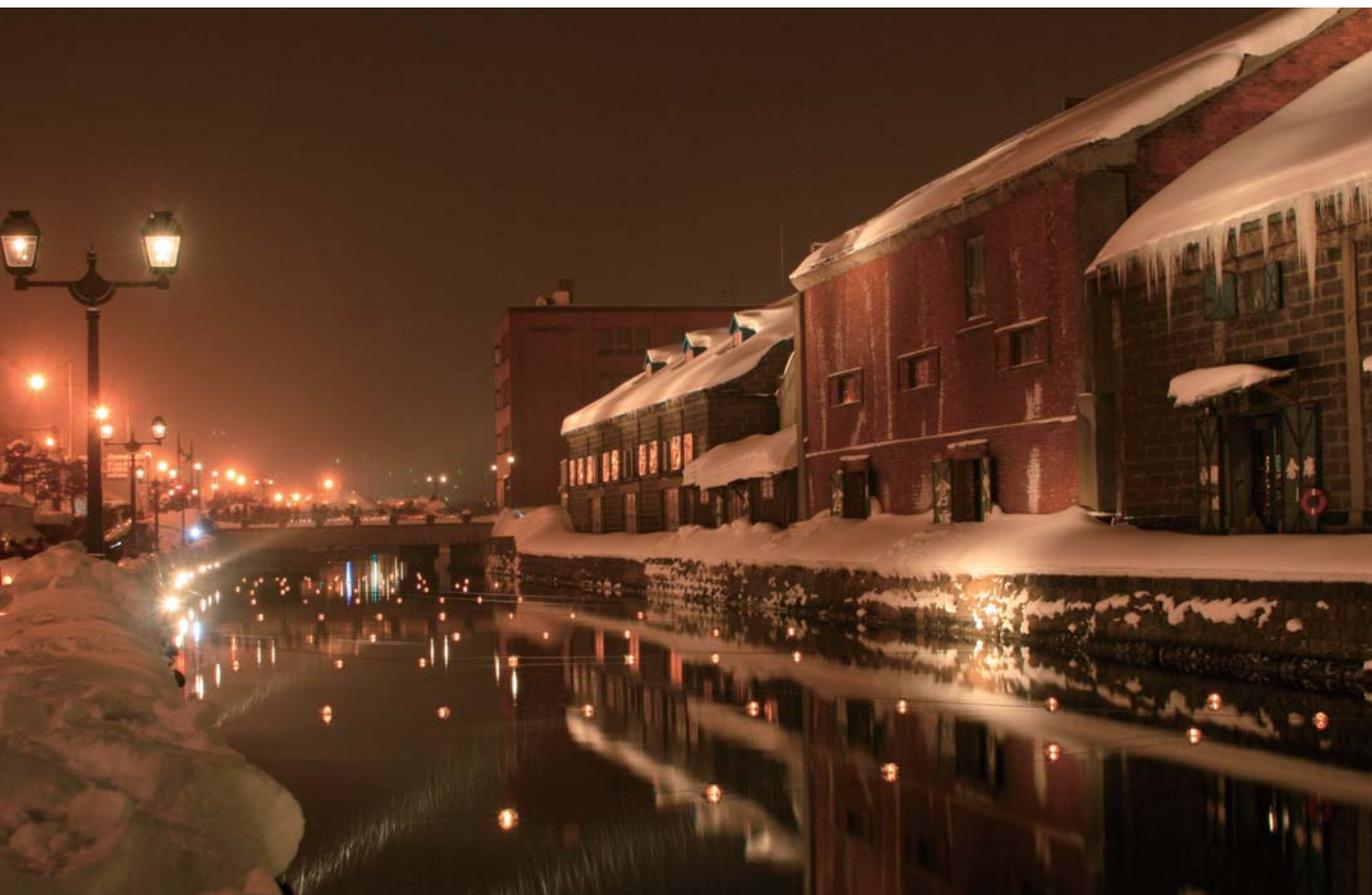
北海道小樽市は、北海道西海岸のほぼ中央、後志地方の東側に位置し、札幌市など4市町村に接している。東西約36km、南北約20kmで、市街地の一方が日本海に面し、他の三方を山々に囲まれた坂の多い町である。

海岸線は約69kmで、その中央には天然の良港である小樽港があり、西側の勇壮な海岸は「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」に指定されている。

気候は北海道にあっても寒暖の差が小さい海洋性であるため、住みやすく、春は桜と新緑、夏はゴルフやマリレジャー、秋は紅葉、冬はスキーと、四季を通じて豊かな自然を満喫できる。

小樽市消防本部の概要

当消防本部は、1本部、1署、1支署、5出張所、2支所、職員数248名で組織され、本部予防課は11名、予防係、調査係、保安指導係の3係で構成されている。また、平成28年4月からは新たに違反処理担当が置かれ、当職がその職務に当たっている。



今までの是正指導

これまで「月刊フェスク」の「違反是正」において、いくつかの消防本部が述べられているように、御多分に漏れず当本部も不備事項通知書の交付と是正(計画)報告書の收受のみで、長期間にわたり査察を実施していない違反対象物が散見される状況である。

今後は査察において危険性、悪質性を踏まえて是正指導の徹底を図り、また、執行体制及び管理体制の見直しを喫緊の課題として、取り組んでいるところである。

今回紹介する事例は、自動火災報知設備未設置の防火対象物に対する違反処理において発覚した様々な問題等を、各種支援事業を活用することで解決し、違反の是正に至ったものである。

事例概要

所有者Aは、当該違反対象物の2階の一部に居住しており、別の場所で衣料品店を経営している。

平成12年から消防署の査察員が消防用設備等の設置指導のため、自宅又は勤務先を訪問するも、「査察員が同じ質問を繰り返すこと」、また「一方的な指導で内容が理解できないと感じていること」などの積み重ねから、消防に対して嫌悪感を抱くようになり、接見拒否される状況が続き、消防法令違反が思うように是正されない状況が続いていたものである。

防火対象物の概要(違反調査実施前)

(1)構造・規模

木造3階建て、1棟延べ面積517㎡

(2)用途・収容人員

飲食店、60名

(3)消防用設備等

非常警報設備(非常ベル)、誘導灯

(4)管理権原者

所有者A

(5)違反事項

- ・自動火災報知設備未設置

- ・消火器未設置
- ・漏電火災警報器未設置
- ・避難器具未設置

違反調査の実施

市内の繁華街に位置し、木造建物の密集する地域にある当該違反対象物は、不特定多数の者が利用する飲食店であり、火災発生時の人命危険が高いこと、過去数回にわたる指導に対しても一向に是正されていないこと、また、本市に存在する重大違反対象物の中でも着手すべき優先順位が一番高いことなどの理由から、違反処理への移行を決定したものである。

新たな問題の発生

実況見分を実施した結果、次の問題点が明らかになった。これらは実況見分前に確認していた査察簿等には一切情報がなく、現地で実況見分を行った結果、新たに確認した状況である。

- ・隣接するビルと外壁で接続されていた。
- ・査察簿の平面図に記載がない小屋裏(3階)部分が存在した。
- ・賃貸借契約書の賃貸人の欄にAのほかにも違反対象物の土地所有者Bの氏名が記載されていた。

問題点の整理

(1)棟の取扱いについて(接続状況は図を参照)

接続された部分は、通行の用に供してはならないものの、屋根及び外壁が隣接ビルと構造的に完全に接続されていることから、隣接ビルと合わせて一棟として扱うべきか、当該違反対象物部分のみを一棟として扱うべきか。

(2)小屋裏の取扱いについて

当該部分は、物置用途として使用されているので「3階」となり、床面積が生じるのか、「小屋裏」となるのか。

(3)名宛人について

所有者Aのほか、土地所有者Bが連名で賃貸借契約書に記載されているが、消防法第17条の4に規定する「関係者で権原のある者」として、



実況見分

消防用設備等の設置に関する指導の際の名宛人となり得るのか。

各支援事業の活用

札幌市消防局予防部指導課機動査察係へ電話で相談したところ、直接当消防本部に来庁し、詳細な状況を平面図、写真等で確認した上で判断したいとの回答を受けたことから、違反処理を進めていく上で判断に苦慮していた前述の3項目について、違反是正支援アドバイザー制度を活用した。

また、弁護士相談事業も活用し、北海道地区担当の伊藤弁護士に問題点を電子メールにより相談した。

違反是正支援アドバイザー制度

アドバイザーからは、棟の取扱い及び階の判断にあつては市建設部に照会することでその判断を仰ぐこととし、名宛人にあつては所有者Aを

名宛人とするのが妥当であるとの回答を得た。

また、違反処理を進める上での要点、必須確認事項等、小さな疑問についても細かくアドバイスをいただいたことで、違反処理を行うに当たっての問題点と違反処理の方向性を整理することができた。

弁護士相談事業

伊藤弁護士からは、市建設部の判断を根拠とすることの考え方の整理が必要であること、また、名宛人については所有者Aとし、土地所有者Bを名宛人とすべきではない旨の回答をいただけたことで不安が払拭され、確信をもって違反処理を進めることができた。

警告書の交付

違反調査の実施により、最終的には木造一部レンガ造3階建て、延べ床面積342.71㎡以上、複合用途防火対象物*として、消火器、自動火災

報知設備及び避難器具の未設置並びに誘導灯の改修について、違反調査の開始から64日目に所有者Aに対し警告書を交付した。

※床面積については、所有者Aの住居部分に立ち入りができなかったため、他の部分の床面積のみの算定である。また、違反調査中にテナントの一部が退去したため、建物の用途が当初の飲食店から複合用途防火対象物に変更となった。

違反事項の是正

警告書を交付してから54日後に全ての違反事項が是正されたことを確認した。

消防用設備等は法令に適合した状況となったが、防火管理全般に関して認識の不足が見られることから、引き続き、査察を通じて指導していく必要があると考えている。

おわりに

今回紹介させていただいた事例は、これまで「月刊フェスク」に掲載されてきた他の紹介事例と比べて特筆すべき点はそれほどない。この事例は、全国の消防本部が抱えているであろう一般的な自動火災報知設備未設置事例である。

あえて寄稿させていただいたのは、自ら違反処理の敷居を高く設定せずに、一歩踏み出すための一助となればと考えたからである。

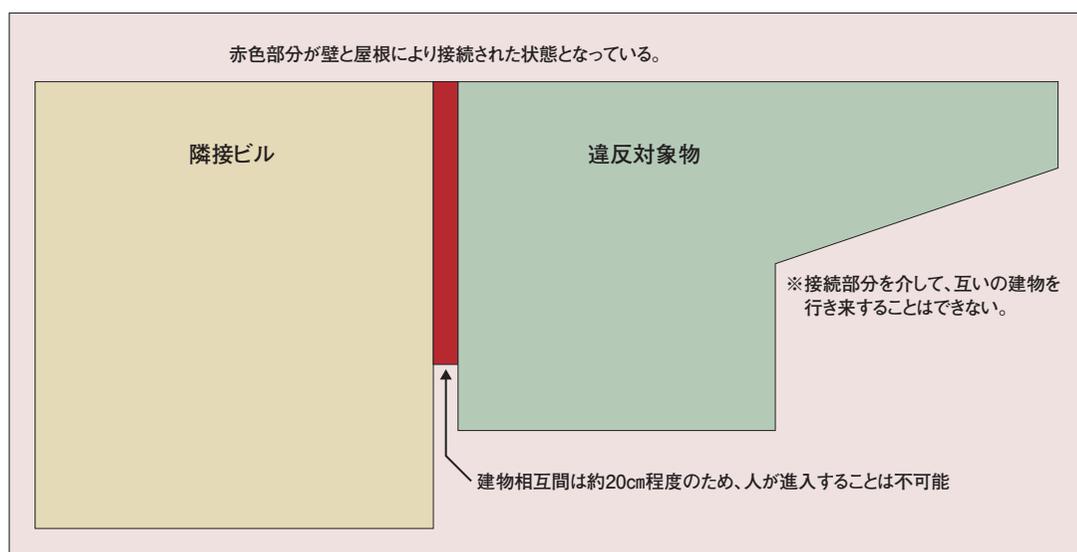
私自身、違反処理に必要な知識、技術及び経験のどれをとってもいまだに足りていない状態である。

査察は、各消防本部の査察担当者が口を揃えて言われるとおり、ストレス、苦勞の多い業務であると私も感じており、関係者とのやり取りでは、時々心が折れそうになるときがあるが、一つの事案が完結したとき、また、関係者から直接違反の重大性について理解を得られ、「危険であることを認識しました」と言ってもらえたときにやりがいを見いだしているところである。

今回、違反処理を行ってみて改めて思うが、我々消防は、いったい誰のために違反処理を行うのだろうか。

私たちに与えられた権限を行使せずに、指導だけを繰り返していくことは、今まさに火災現場の窓から助けを求めている要救助者に対して、はしご付消防自動車や筒先を装備していながら消火せず、救助に行かないことと同じことではないだろうか。

自分たちが暮らす町を自分たちの手でより一層安全で安心なものにすることができるということに誇りを持ち、これからも違反是正を進めていきたい。



接続状況平面図